

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 600

平成23年 1月31日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

施設介護の従業員に能力評価基準
国の新成長戦略に沿い旅館業にも

厚生労働省は、介護現場で指導的役割を果たす人材発掘に「認定介護福祉士」という新資格を設ける。介護報酬の仕組み等詳細はこれから。この一件を聞いただけで、介護現場ではいかに人材が不足し、実務経験を重視する「認定」の形で門戸を広げようとしているかがわかる。

また、厚労省・中央職業能力開発協会は、老人ホームなどの施設介護業と旅館業について、働く人の能力評価基準を作ったと発表した。それぞれ4段階のレベルで専門性や能力を判定する。介護の「相談・援助」の領域では「利用者のニーズを把握しているか」「家族と十分話し合っているか」などが基準となる。

職業能力評価基準はすでに多くの業種で示されており、旅館業(主に和風様式対象)も医療ツーリズムなどを掲げる新成長戦略に関係している。職業能力評価基準では「接客サービス」「調理」など4職種に区分して能力を判定。施設介護業の方は、まだ成長途上の業種だ。それだけに、新たな評価基準は現場のモラル向上の一助となろう。

しかし2業種とも国の政策と密接とはいえ、旅館も旅行業も内需低迷で苦しんでいる。介護は需給バランスが悪く、それが現場の介護者の負担増と低待遇を招いている。したがって、今度の「認定」も介護報酬額がカギとなる。制度等とはかく「実」が伴わない「形」先行となるものだが、特に介護業の働き手からは『画餅は食えない』という叫び声が聞こえてきそうだ。

税務会計

11年度改正で雇用促進税制を創設
純増1人あたり20万円を税額控除

2011年度税制改正において「雇用促進税制」が創設される。優遇措置は、雇用保険の一般被保険者の純増人数に対して、1人あたり20万円を乗じた額を、法人税額の10%(中小企業の場合は20%)を限度に税額控除する。2011年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用する。

適用要件は、①雇用の増加、②事業主都合による離職者がいないこと、③支払給与額の増加。

①は、事業年度末時点の雇用保険の一般被保険者数が、前事業年度末時点より10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上増加していること。従業員数の増加は、各地の公共職業安定所(ハローワーク)が確認する。週20時間以上の勤務などで雇用保険に加入しているパートやアルバイトも対象となる。

②は、前年度末に事業主都合で従業員を解雇し、見かけ上の雇用者数を増やすような不適切な操作を防ぐため。また、③を設けたのは、雇用促進税制が、正規から非正規に切り替え労働条件を低下させた上で雇用者数だけを増やしたり、事業年度末に駆け込みで非正規労働者を雇用する誘因になりかねないことを抑止し、質を維持した雇用増を図ることが狙いだ。

具体的には、支払給与額が、前事業年度の支払給与額よりも、「給与増加額 \geq 前事業年度の給与額 \times 雇用者増加率 \times 30%(60% \times 50%)」の算式で算定された額以上に増加しなければ適用を受けられない。

今週のキーワード

職業能力評価基準
(施設介護業)

職業能力を客観的に評価する職業能力評価基準策定は42業種。介護保険対象の施設サービスは「介護福祉サービス」「介護保険施設サービス」「介護療養施設サービス」の3分類。今回の職業能力評価基準は介護老人福祉施設と介護老人保健施設が対象。両者は設立目的も異なり別種のサービスを提供するが、働く「スタッフの能力要件」という点で共通項が多く「施設介護業」にまとめた。基準は「施設運営・統括」「施設介護サービス」「相談・援助」の3職種に区分した。